明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**四五三）　一
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、チェコ共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**経済産業**二〇〇）　五
○商標法第四条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、大韓民国の記章等を指定した件（**同**二〇一）　六
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、メキシコ合衆国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（**同**二〇二）　七
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、オランダ王国の紋章を指定した件（**同**二〇三）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥の保全に関する協定の標章を指定した件（**同**二〇四）　九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ヨーロッパ中期気象予報センターの標章を指定した件（**同**二〇五）　一〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国際エネルギー機関の標章を指定した件（**同**二〇六）　二
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の標章を指定した件（**同**二〇七）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、無形文化遺産の保護に関する条約の標章を指定した件（**同**二〇八）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、ユーラシア経済共同体の標章を指定した件（**同**二〇九）　五

〔公　告〕

諸事項　六

官庁
建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人造幣局平成二十一事業年度財務諸表関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

告示

○法務省告示第四百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月六日

法務大臣　千葉　景子

第二号を次のように改める。

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社愛工舎製作所	埼玉県蕨市中央七丁目三十七番六号	塗装
リケンテクノス株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目十一番五号	機械保全

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
株式会社旭ダンケ	北海道旭川市東鷹栖東三条四丁目二千百六十三番地	鉄筋施工
シチズン東北株式会社	岩手県北上市北工業団地二番二十五号	機械加工、金属プレス加工
有限会社ヤナギダ養鶏産業	宮城県石巻市鮎川浜大子三番地	畜産農業
株式会社松栄工機	宮城県大崎市松山次橋字新千刈田百十七番地	機械加工
有限会社エスブランド	宮城県伊具郡丸森町金山字角ノ内二番地	機械加工
有限会社サンコーエンジニア	福島県南相馬市原町区上渋佐字原田百三十八番地	機械加工
トキロン株式会社	茨城県土浦市北神立町一番地十	仕上げ
有限会社オオユ	茨城県古河市上辺見九百五番地二	塗装
有限会社テープロセス	茨城県下妻市前河原六百二番地六十一	塗装
株式会社シンニッタン	茨城県高萩市上手綱三千三百三十三番地三	鍛造
有限会社大栄塗装工業	茨城県牛久市岡見町二千六百二番地の十一	塗装
株式会社浪漫亭	茨城県つくば市境田百七十七番地六	水産練り製品製造
豊田缶詰株式会社	茨城県稲敷市伊佐部二千三百三十五番地	耕種農業
有限会社キミシマファーム	茨城県小美玉市与沢二百五十九番地	畜産農業